

議案第 5 3 号

市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

市川市教育振興審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市教育振興審議会条例等の一部を改正する条例

(市川市教育振興審議会条例の一部改正)

第 1 条 市川市教育振興審議会条例(平成 2 3 年条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会事務局生涯学習部」を「教育委員会事務局教育振興部」に改める。

(市川市社会教育委員設置条例の一部改正)

第 2 条 市川市社会教育委員設置条例(平成 1 2 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「教育委員会事務局生涯学習部」を「教育委員会事務局教育振興部」に改める。

(市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 3 9 年条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 8 項中「教育委員会事務局生涯学習部」を「教育委員会事務局教育振興部」に改める。

(市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条中「教育委員会事務局生涯学習部」を「教育委員会事務局教育振興部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、教育振興審議会等の事務の所管部を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。